

## ●香川県監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年7月21日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
県税事務所	平成27年4月21日
営繕課	平成27年5月19日
職員課（健康管理室）	〃
広聴広報課（県民室）	平成27年5月20日
国際課（パスポートセンター）	〃
税務課	〃
人権・同和政策課	平成27年5月21日
秘書課	〃
人事・行革課	〃
総務事務集中課	平成27年5月27日
財産経営課	平成27年5月28日
総務学事課	〃
文書館	平成27年6月30日

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

###### ア 収入について

香川国際交流会館の利用料金の改定について、指定管理者に対し地方自治法に基づく承認を受けさせる必要があった。また、改定後の利用料金が、香川国際交流会館条例で定める額を超えているものがあった。（国際課）

###### イ 契約について

古紙の売却に係る単価契約について、契約期間中における売却総額が50万円を超える見込みであり、予定価格調書の作成が必要であった。（財産経営課）

###### ウ 物品について

(ア) パソコンのデータ消去処理を業者に発注していたが、事前に情報セキュリティ管理者（所属長）の許可を得る必要があった。また、パソコンの払出日は、約定により業者に所有権が移転する日とすべきであった。（営繕課）

(イ) 物品の照合検査について、具体的な計画を作成し、計画的に実施する必要がある。（財産経営課）

(3) 検討指示事項

該当事項なし